低所得世帯支援給付金（こども加算分）対象確認フローチャート

①　令和6年度低所得世帯支援給付金（住民税均等割非課税世帯）を受給又は受給予定の世帯である。

- いいえ → 対象外
- はい ↓

②　基準日（令和6年12月13日）において、１８歳以下の児童（１８歳に達する日以降最初の3月31日までの児童）と同一世帯の方と住民票上同居している。

- いいえ → 対象外
  ※ただし、住民票上の住所が別である別居監護の１８歳以下の児童がいる場合
- はい ↓

③　施設（※）に入所している児童はいない。

- いいえ → 施設（※）の入所児童は給付金の対象外です。こども未来課にお問い合わせの上、**「低所得世帯支援給付金(こども加算分)に係る施設入所児童の申立書」**をご提出ください。入所していない児童がいる場合は④にお進みください。
- はい ↓

④　給付金（こども加算分）の給付を希望する。

- いいえ → 給付金の支給を希望されない場合は、こども未来課にお問い合わせの上、**「低所得世帯支援給付金(こども加算分）受給拒否の届出書」**をご提出ください。
- はい ↓

⑤　確認書に記載されている児童以外に受給可能な児童はいない。又、記載事項や口座などに誤りがない。

- いいえ →
  - 支給金額、支給対象児童に相違がある。
    →こども未来課にご相談ください。
  - 口座の変更をしたい。
    →こども未来課にお問い合わせの上、**「低所得世帯支援給付金(こども加算分)支給口座変更届出書」**をご提出ください。
  - 基準日（令和6年12月13日）から令和7年7月31日までに生まれた新生児がいる。
    →こども未来課にお問い合わせの上、**「低所得世帯支援給付金(こども加算分)別居監護及び基準日以後に生まれた児童の申立書」**をご提出ください。
  - 住民票上の住所が別である別居監護の児童がいる。
    →こども未来課にお問い合わせの上、**「低所得世帯支援給付金(こども加算分)別居監護及び基準日以後に生まれた児童の申立書」**をご提出ください。
- はい ↓

⑥　申し込み等の手続きの必要はありません。
確認書に記載されている口座に振り込まれます。

期限までに書類が受理されれば給付金が振り込まれます。

※ 施設入所等をしている児童の例
次に入所している児童
- 小規模住居型児童療育事業所
- 障害児入所施設
- 指定発達支援医療機関
- 乳児院
- 児童養護施設
- 児童心理治療治療施設
- 児童自立支援施設
- 障害者支援施設
- のぞみの園
- 救護施設
- 更生施設
- 日常生活支援住居施設
- 婦人保護施設
- 里親